

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長
提出資料

PFI事業契約の条項例(案)9月29日版に対する意見

条項	原 文	意 見	理 由
(業務要求水準書の変更) 第十七条	選定事業者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を管理者等に通知して、業務要求水準書の変更の協議を請求することができる。	削除	現場状況により要求水準書の変更が必要となる場合には、第十五条にて対応が可能であり、行政状況による場合は第十六条で対応できる。第十七条は実務上の必要性が薄い。
(法令変更等) 第四十七条	法令変更等(次に掲げるものをいう。以下同じ。)により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、選定事業者は、速やかに、その内容及び理由を管理者等に通知しなければならない。 4 選定事業者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。	下線部分を追記する。 「 <u>第四項をもつてしても費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、</u> 」	通知対象は増加費用すべてではなく、第四項による事業者によるリスク緩和を行っても、合理的に抑止が不可能であったものに限ることを明確にするため。
(完工後の解除の効力) 第六十五条	2 前項の修補の請求に関する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。 一 不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で業務要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるもの 管理者等の負担	1)「不可抗力により生じた損害」を削除 2)「長期間の使用に伴い生ずる劣化で業務要求水準書に照らし、その発生がやむを得ないと認められるもの」に修正	1)不可抗力損害は第四十三条および第四十四条で読むべきものであるため。 2)業務要求水準書は基本的には方法だけではなく、維持すべき水準を含めて定めるものであるため。
追加		維持管理・運営段階で、選定事業者が管理者等に損害を与えた場合の損害賠償規定を追加する。 例「選定事業者は、業務の実施について管理者等に損害を与えたときは、直ちに管理者等に報告し、損害を賠償しなければならない。ただし、選定事業者の責に帰さない事由による損害についてはこの限りではない。」	維持管理段階では、不適切な維持管理・運営による什器等の損傷や入居者の業務上の損害等が発生する可能性がある。 「維持管理・運営に係るサービス対価の支払い」で定めるサービス対価の減額は通常、業務を怠った範囲の対価を支払わないことによるものと考えられるため、損害に関する追加規定が必要である。